

2023年4月27日

総務省・デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「公共放送ワーキンググループ」 御中

一般社団法人 日本民間放送連盟

NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より民間放送の活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

下記のとおり、NHKインターネット活用業務の検討に対する見解と質問を提出いたしますので、ご査収のうえ、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

記

1. 民放連の見解

- ・ 公共放送WGの主な検討課題は、①インターネット時代に公共放送が担うべき役割、②ネット活用業務の在り方、③その財源と受信料制度とされています。これまでの議論では、情報空間の健全性を確保するためにNHKはデジタル空間においても放送と同等の公共性を発揮することが望ましいとの認識のもと、NHKのインターネットサービスの「必須業務化」が焦点となり、当初設定された③の課題を後回しにして、民間事業者との公正競争の検討に着手しました。WGのこうした議論の経過を踏まえて、私たちは3つの根本的な疑問や懸念をあらためて申し述べたいと思います。

【必須業務化と受信料制度・財源との関係について】

- ・ 一つ目は、拡張するデジタル空間において独占的な受信料を財源とする公共メディアは真に必要なのか、です。NHKによる綿密な調査結果がWGで開示され、ネット空間におけるNHKの情報提供への期待などが明らかになっています。ただ、ネット進出を強めることにより、視聴者・国民の負担がどう変わるのかなどは現時点で見通しが立たず、財源をめぐるWGでの精緻な議論を待つ必要があります。

【必須業務化と情報空間の健全性確保について】

- ・ 次に、NHKのネット業務の拡張の背景・理由とされる情報空間の健全性の確保についてです。この問題の重要性に異論はありませんが、重要であるがゆえに、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者や国民各層の代表を集めた大きな枠組みの議論がまずあってしかるべきです。NHKのネット業務を加速させるための「錦の御旗」として掲げられることに、強い違和感を覚えざるを得ません。

【放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲について】

- ・ そして最後に、これが最も大きな疑問と懸念ですが、通信と放送の間に伝送路の違いなどに依拠した区分が厳然とある中で、放送法に存立基盤を置く特殊法人NHKがインターネット活用を拡大するのには限界があるのではないかということです。2013年にNHKのインターネット活用業務の拡大を提言した総務省の「放送政策に関する調査研究会」は、「放送を目的に設立された特

殊法人という性格から無限定の実施は不適切」と述べ、任意業務として実施できる判断基準について、▽公共性が認められる、▽放送の補完の範囲にとどまる（番組との密接関連性、支出規模）、▽市場への影響の程度——の3点を示し、その後の放送政策の基礎となりました。インターネット活用業務の予算規模は10億円で始まり、40億円、受信料収入の2.5%、200億円と拡大した経緯がありますが、「放送」を規律するための放送法のもとで、それと矛盾しない形でインターネット活用業務を広げてきたとも言えます。今般のWGの議論は、この従来の枠組みを一気に超えていこうとしているようにも見えます。

- ・ 以上の問題意識に基づき、下記の質問をまとめました。NHKがかねて標榜されている「公共メディア」への転換は、NHK自身がその意図するところを社会に広く説明し、視聴者・国民、多岐にわたる関係事業者などの理解と協力を得て、初めて進められるものです。議論が円滑に進み、視聴者・国民各層に理解いただくためにも、ぜひ民放連の質問にご回答いただきたいと思います。同じ放送法に立脚し、二元体制の一翼を担う民放事業者としてNHKの在り方には極めて高い関心を持っています。NHKの将来を決めようとする本WGの議論を正しく理解させていただくためにも、ぜひ前向きにご対応くださるよう重ねてお願いいたします。
- ・ 民放連はその回答を踏まえて、引き続き検討を深めてまいりますので、民放の意見を述べる場を設けていただきたいと思いますと考えます。

2. 「公共放送WG」に対する質問

【必須業務化と受信料制度・財源との関係について】

- ① NHKの必須業務および任意業務の定義をご教示ください。
- ② すでに幅広く展開されているNHKのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、視聴者・国民にとって何がかわるのか、よく分かりません。見解をご教示ください。
- ③ 仮にNHKインターネット活用業務を必須業務化する場合、NHKが負う義務や規律を具体的にご教示ください。（例：放送に課されているあまねく受信義務、重大事故の報告、安全信頼性基準の適合、放送番組審議会、受信料契約、▽現行のインターネット活用業務に課されている費用上限、インターネット活用業務実施基準の認可、同実施計画の届出、▽業務管理体制（ガバナンス）など。）
- ④ 放送法において、インターネット配信を放送のように規律する考えでしょうか。そうであれば、その根拠をご教示ください。
- ⑤ インターネット活用業務の必須業務化を志向するのであれば、インターネット視聴と受信料制度・財源との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。必要とすれば、具体的な検討はいつ開始するお考えでしょうか。
- ⑥ NHKから、テレビ受信機を持たないがNHKプラスを視聴したいニーズがあるとの説明があり、「公共放送WG」では、端末（アプリ）認証を行って課金するなどの意見がありました。これについても、受信料制度との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。

【必須業務化と情報空間の健全性確保について】

- ⑦ NHKのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、なぜ情報空間の健全性が高まることになるのか、見解をご教示ください。
- ⑧ 情報空間の健全性確保においては、「特定デジタルプラットフォーム提供者」のユーザへの責務

など、放送法の外側にあるネット配信全般についての検討も必要と考えますが、「公共放送WG」あるいは総務省において、そのような検討を行う考えはあるでしょうか。

- ⑨ NHKのインターネット活用業務を必須業務化することは、わが国最大のメディアであるNHKの強大な地位を、インターネットの世界において固定化しかねず、ひいては受信料財源の動画配信事業者を新たに作ることになりかねないと考えますが、その社会的意味や是非を含め、見解をご教示ください。

【放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲について】

- ⑩ 仮にNHKインターネット活用業務を必須業務化する場合、放送法第20条の第1項に限定列举された、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、衛星基幹放送、放送・受信の進歩発達に必要な調査研究、国際放送等と同列に、インターネット業務を規定するお考えでしょうか。仮にインターネット活用業務を区分し、一部を必須業務、残りを任意業務とする場合は、どのように規定にするお考えでしょうか。
- ⑪ NHKは電波の「放送」を行うために、テレビ受信機に紐づく受信料を独占的に徴収することが認められています。現行の受信料制度を継続する前提においては、「放送政策に関する調査研究会」が述べたとおり「放送を目的に設立された特殊法人という性格から無限定の実施は不適切」であり、NHKのインターネット活用業務は「放送」と同等かつ付随的（小規模）なサービスに限られると考えますが、見解をご教示ください。
- ⑫ 有力な公的企業が国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがあるとの指摘が有識者からありました。公正競争の議論においては、先に具体的なサービスを特定して検討すべきであり、対象業務が抽象的なままでは、抽象的な議論にしかならないことを懸念しますが、見解をご教示ください。
- ⑬ 民放連は2022年11月24日開催の「公共放送WG」第3回会合のヒアリングにおいて、NHKインターネット活用業務は公正競争を阻害しないために、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設ける——などの取り組みが最低限必要と述べました。こうした民放連の考えに対する見解をご教示ください。

以 上